○○自治会規約

（目的）

第１条　本会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

（事業）

第２条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1)　会員相互の連絡事務に関すること。

(2)　地域の生活環境の改善及び向上に関すること。

(3)　会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。

(4)　会員の福利厚生に関すること。

(5)　集会施設の管理運営に関すること。

(6)　防火、防犯等に関すること。

(7)　その他目的を達成するために必要なこと。

（名称）

第３条　本会は、○○自治会という。

（区域）

第４条　本会の区域は、宍粟市○○町○○全域及び○○番○から○○番○までとする。

（事務所の所在地）

第５条　本会は、事務所を宍粟市○○町××△△番地○に置く。

（会員）

第６条　第４条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

２　前項に該当しない個人又は団体にあっては、本会の事業を賛助するため、総会で表決権を有しない賛助会員となることができる。

（会費）

第７条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第８条　本会に入会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

２　本会は、前項の届出があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会）

第９条　会員は、本会を退会しようとするときは、会長に届けなければならない。

２　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1)　本会の区域内に居住しなくなったとき。

(2)　死亡又は解散したとき。

(3)　会費を○年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

（拠出金品の不返還）

第10条　退会した会員が納入した入会金、会費その他拠出金品は、返還しない。

（役員）

第11条　本会に、次の役員を置く。

(1)　会長　１名

(2)　副会長　○名

(3)　会計　○名

(4)　○○委員　○名

(5)　監事　○名

（役員の選出）

第12条　役員は、総会において、会員の中から選任する。

２　監事は、他の役員と兼ねることができない。

（役員の職務）

第13条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　会計は、本会の会計事務を処理する。

４　○○委員は、本会の事業推進を図り、会務を処理する。

５　監事は次に掲げる職務を行う。

(1)　本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2)　会長その他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3)　会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員の任期）

第14条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（総会の種別）

第15条　総会は、通常総会と臨時総会の二種とする。

（総会の構成）

第16条　総会は、会員をもって構成する。

（議決事項）

第17条　総会は次に掲げる事項を議決する。

(1)　事業計画及び収支予算に関すること。

(2)　事業報告及び収支決算に関すること。

(3)　規約の制定、改廃に関すること。

(4)　役員の選任及び解任に関すること。

(5)　その他本会の運営に係る重要事項に関すること。

（通常総会）

第18条　通常総会は、毎年１回開催する。

（臨時総会）

第19条　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)　会長が必要と認めたとき。

(2)　総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3)　第13条第５項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

（招集）

第20条　総会は、会長が招集する。

２　会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の５日前までに文書をもって通知しなければならない。

（議長）

第21条　総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

（定足数）

第22条　総会は、総会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第23条　総会の議事は、この規約で別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権）

第24条　会員は、総会において各々１箇の表決権を有する。

２　次に掲げる事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の１とする。

(1)　会費決定に関すること。

(2)　事業計画及び収支予算に関すること。

(3)　事業報告及び収支決算に関すること。

(4)　財産目録及び監査結果等の承認に関すること。

（書面表決等）

第25条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第22条及び第23条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第26条　会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　会議の日時及び場所

(2)　会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(3)　開催目的、審議事項及び議決事項

(4)　議事の経過の概要及びその結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印をしなければならない。

（役員会の構成）

第27条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第28条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第29条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

２　会長は、役員の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に役員会を招集しなければならない。

３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第30条　役員会の議長は、会長がこれにあたる。

（役員会の定足数等）

第31条　役員会には、第22条、第23条、第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

（資産の構成）

第32条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　会費

(2)　寄附金品

(3)　事業に伴う収入

(4)　資産から生ずる収入

(5)　その他の収入

(6)　別に定める財産目録に掲げる資産

（資産の管理）

第33条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第34条　本会の資産で第32条第６号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において総会員の４分の３以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第35条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第36条　本会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び収支決算）

第37条　本会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3か月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第38条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（規約の変更）

第39条　この規約は、総会において、総会員の４分の３以上の同意を得なければ変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）

第40条　本会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の４分の３以上の同意を得なければならない。

２　本会の解散のときに有する残余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

（書類及び帳簿の備え付け）

第41条　本会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1)　規約

(2)　会員名簿

(3)　役員名簿

(4)　認可及び登記に関する書類

(5)　総会及び役員会の議事録

(6)　収支に関する帳簿及び証拠書類

(7)　財産目録等資産の状況を示す書類

(8)　その他必要な書類及び帳簿

（委任）

第42条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、令和　　年　　月　　日から施行する。

（旧規約の廃止）

２　○○○○○自治会規約（昭和○○年○月○日制定）は、廃止する。

（経過措置）

３　この規約の施行期日における役員は、この規約の定めにかかわらず、その任期は、令和　　年　　月　　日までとする。

４　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

５　本会の設立初年度の会計年度は、第38条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和　　年　　月　　日までとする。